2026 年 1 月 9 日

# 自己宛小切手の発行受付終了に伴う規定改定のお知らせ

当金庫は、自己宛小切手の発行受付終了に伴い、2026 年 2 月 2 日付で下記のとおり規定を改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

**1．改定日**

2026 年 2 月 2 日（月）

**2．改定となる規定**

（1）当座勘定規定（一般用）

（2）納税準備預金規定

**3．改定内容**

（1）当座勘定規定（一般用）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 第 13 条（支払保証）<br>小切手の支払保証はしません。（削除） | 第 13 条（支払保証に代わる取扱い）<br>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。 |

（2）納税準備預金規定

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 5．（預金の払戻し）<br>（1）～（2）【省略】<br>（3）租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。<br>（削除）<br>（4）【省略】 | 5．（預金の払戻し）<br>（1）～（2）【省略】<br>（3）租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当金庫は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当金庫で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。<br>（4）【省略】 |

以上

埼玉縣信用金庫